

(火災時の助け合い)

第2条の3 市民は、火災から高齢者、障がいのある人等を守るため、近隣住民と相互に協力するよう努めるものとする。

※ 改正経過：追加〔平成26年条例第58号〕

【趣旨】

本条は、万が一の火災が発生した場合における地域住民同士の助け合いについて定めたものである。札幌市では、市民の平均寿命の伸びや出生率の低下により、少子高齢化が急速に進行し、65歳以上の高齢者人口が札幌市の総人口に占める割合は、年々上昇することが予測されている。このような人口減少・超高齢社会において市民生活の安全及び安心を推進するためには、火災があった場合には、高齢者や障がいのある人に対して、逃げ遅れることがないように隣近所が相互に協力して支援ができるような取組が期待されることから、平成26年の条例改正により本条を設けたものである。

【解説】

- 1 本条では、火災から高齢者や障がいのある人等を守るための取組に努めることを定めている。具体的には、隣近所とのコミュニケーションを図る中で、どのような人が住んでいるのかを認識しておくこと、高齢者や障がいのある方が住んでいる場合は、万が一火災が発生したときに、避難するよう声掛けするとともに、119番通報し、到着した消防隊に高齢者や障がいのある方に関する情報（居住人数、性別など。）を提供することなどが想定される。
- 2 本条の取組は、失火による火災発生時のみならず、放火等の犯罪から地域を守る点においても大切な取組である。また、例えば、隣に住む一人暮らしの高齢者が病気を患っており、あるときから何日も家から出てこない、郵便受けには新聞紙が溜まっているといった場合の安否確認のための消防への救助要請や、地震発生時において高齢者や障がいのある方を人命危険から排除することにもつながる有効な取組である。
- 3 札幌市では、高齢化率の上昇とともに、高齢者による火災被害の増加が懸念されることから、高齢者に対する住宅防火対策として、社会福祉協議会及び民生委員・児童委員協議会との連携体制により、介護認定及び介護予防業務等で高齢者と接する機会の多い各区保健福祉課、地域包括支援センター、介護予防センターなど的高齢福祉関係機関、また、利用者に高齢者の多い札幌公衆浴場商業協同組合などの団体の協力を仰ぎ、高齢者に係る相談・防火啓発事業（高齢者防火対策連携事業）を推進している。

【参考】「暮らしの火の用心協力隊」について

札幌市消防局では、平成28年度から市民の暮らしの中へ一歩踏み込んだ、官民一体の取組として「暮らしの火の用心協力隊」をスタートした。

これは、社会貢献活動として市民への火災予防広報活動等に協力する企業・団体を「暮らしの火の用心協力隊」とし、行政と企業・団体の連携協力による防火啓発等の促進を図り、市民のより安全で安心な暮らしの輪を築き、住宅防火対策等に寄与することを目的としている。

対象企業、協力内容については、次のとおりであり、多くの企業・団体が登録し、活動している（詳細は、札幌市公式ホームページ参照）。

1 対象企業・団体

札幌市内に事業所が所在する企業及び団体であり、本社、支店等を問わない。



暮らしの火の用心協力隊

2 協力内容

- (1) 防火ポスターや防火ちらし等の系列事業所・店舗等への配布及び店頭掲示
- (2) 顧客等（市民）への防火ちらし等の配布
- (3) 広告媒体を活用した火災予防等の広報活動
- (4) ホームページや広報誌等への火災予防等の情報掲載
- (5) その他